

専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準

新旧対照表

簡易給水水道布設工事の適合確認に関する審査基準

現行	改正案
<p>5 (4) 原水槽（原水を貯留する水槽。以下同じ。）、浄水槽、配水池及び給水タンク（建築物に設けられたものは除く。）は、<u>建築基準法施行令第129条の2</u>及び建設省告示第1597号に適合していること。</p>	<p>5 (4) 原水槽（原水を貯留する水槽。以下同じ。）、浄水槽、配水池及び給水タンク（建築物に設けられたものは除く。）は、<u>建築基準法施行令第129条の2の5</u>及び建設省告示第1597号に適合していること。</p>
<p>5 (17) ろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合は、逆洗浄が可能な構造であり、かつ逆洗浄排水等の洗浄排水を間接的に公共下水に排出する構造であること。</p>	<p>5 (17) ろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合は、逆洗浄が可能な構造であり、かつ逆洗浄排水等の洗浄排水を間接的に公共下水に排出する構造であること。<u>ただし、膜モジュールにおいて、逆洗浄と同等以上の洗浄が可能で衛生上支障のない場合はこの限りでない。</u></p>